

平成 28 年分 所得申告相談会

所得税の確定申告と市・県民税の申告相談が始まります

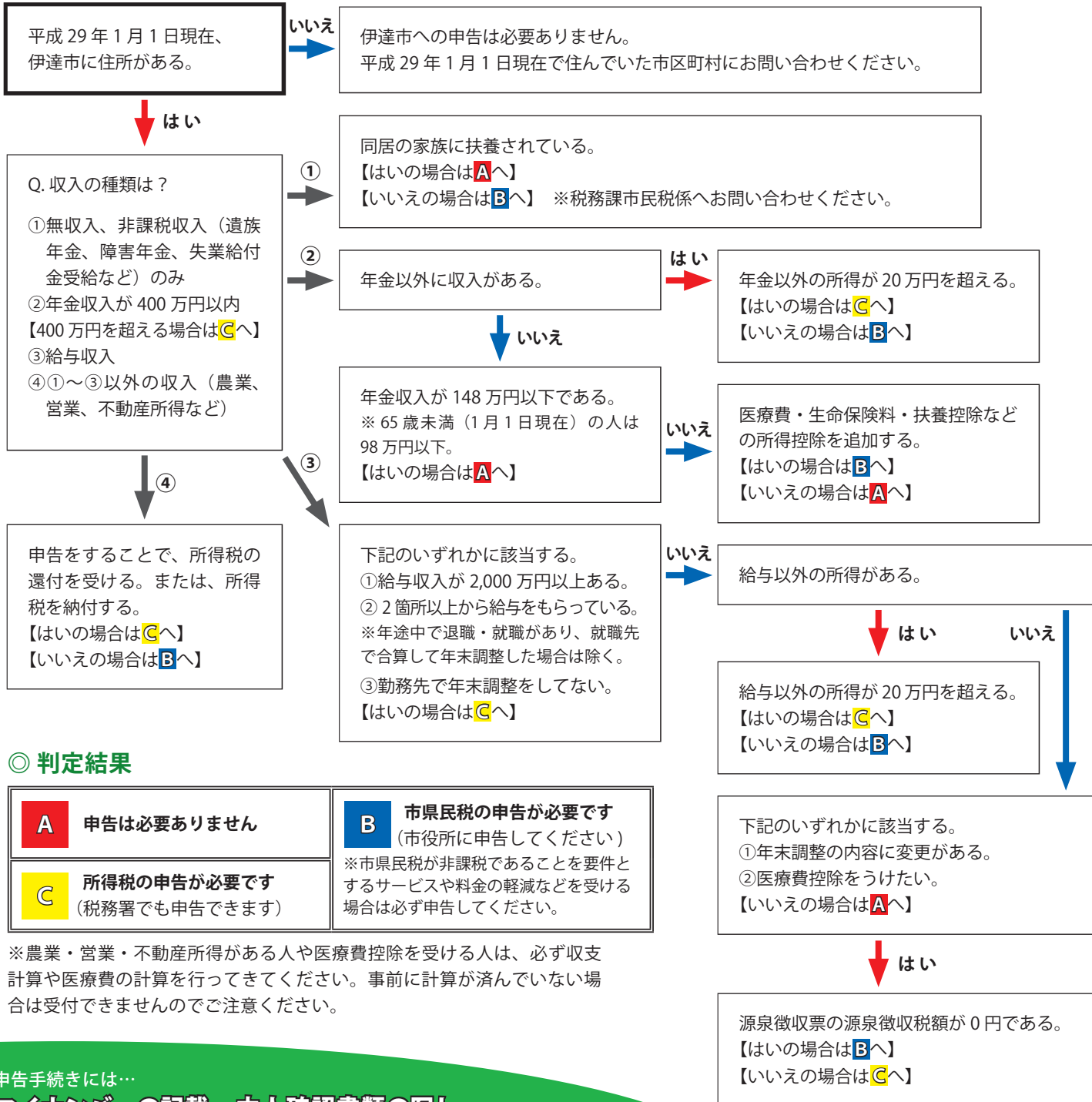
日程・場所・持ち物
など詳細については、
市政だより 1 月号を
ご覧ください。

☎ 税務課市民税係
☎ 575-1138



確定申告・申告相談は、平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの所得の状況を申告するもので、これにより所得税額と市民税額が決まります。
また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの算定基礎となるものです。

START



◎ 判定結果

A 申告は必要ありません	B 市県民税の申告が必要です (市役所に申告してください) ※市県民税が非課税であることを要件とするサービスや料金の軽減などを受ける場合は必ず申告してください。
C 所得税の申告が必要です (税務署でも申告できます)	

※農業・営業・不動産所得がある人や医療費控除を受ける人は、必ず収支計算や医療費の計算を行ってきてください。事前に計算が済んでいない場合は受付できませんのでご注意ください。

申告手続きには…

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の写しが必要です！
(番号確認書類 + 身元確認書類)

マイナンバーカード	番号確認書類	身元確認書類
お持ちの人	マイナンバーカードのみ (表・裏両方の写しをお持ちください)	
お持ちでない人	<ul style="list-style-type: none"> 通知カード 住民票の写し 住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 顔写真付身分証明書 (運転免許証、障害者手帳、社員証など) ※原則として、顔写真付身分証明書をお持ちください 顔写真なしの身分証明書 (健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳など)

※代理人が申告する場合も、申告該当者の書類が必要になります。